

三井住友銀行の ELECTRONIC BANKING SERVICES 利用規定

(Sumitomo Mitsui Banking Corporation Electronic Banking Services Terms and Conditions)

(2025 年 9 月改定)

三井住友銀行の Electronic Banking Services 利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が豪亜地区向けインターネットバンキングサービスにて提供するサービス(以下「EB サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。

EB サービスの申込人(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で、EB サービスを利用することを承諾して申し込むものとし、当行がこれを承認して契約者に対し EB サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

なお、以下の規定にて記載の EB サービスの内容については、契約者の申込内容によっては一部制限される場合があります。

第1条 EB サービスの内容等

(1)EB サービスの内容

EB サービスには、本条(2)項にて定める端末を用いた契約者からの依頼にもとづいて行なう、以下の各サービスがあります。

- ① 契約者、もしくは契約者関係会社に関する情報を提供するサービス(以下「照会系サービス」といいます)。
- ② 契約者の依頼に基づき、当行にてその依頼を実行するサービス(以下「指示系サービス」といいます)。
- ③ 契約者と当行において共有した情報を確認するサービス(以下「オンラインコンファメーションサービス」といいます)。
- ④ 契約者のコンピューターシステムと EB サービスを連携させるサービス(以下「インターフェース系サービス」といいます)。
- ⑤ 契約者と当行において情報共有するためのサービス(以下「ファイル授受系サービス」といいます)。

(2)利用環境

インターネットに接続されている等の、当行所定の環境を備えた端末(以下「端末」といいます)を占有・管理する契約者に限ります。但し、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合や各国の法令・規制等の事情がある場合、利用できないことがあります。

(3)サービス取扱日・取扱時間

EB サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間内とします。但し、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(4)契約料および取扱手数料

EB サービスの利用にあたっては、当行所定の契約料、手数料、および各々にかかる消費税等が必要になります。この場合、当行は当該契約料・手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)又は当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード又は当座小切手の提出をうけることなしに、契約者が当行所定の手数料引落依頼書にて指定した手数料決済口座から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は契約者に事前に通知することなく契約料、月間手数料を変更する場合があります。また、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限るものとします。ただし、契約者は、各種サービスについて生じる当行および関係銀行の手数料、諸費用等の外国関係手数料については、別途当行に対し支払うものとします。

第2条 EB サービスの申込

(1)申込方法

EB サービスの申込にあたっては、申込書による申込、または、その他当行所定の方法による申込が必要です。当行が申込書を受け付け、契約者に対し所定の手続を行なったときから、契約者と当行との間で EB サービスに関する利用契約(以下「本利用契約」といいます)が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。なお、申込がある場合でも、当行の判断により申込の受付ができない場合があります。EB サービスの申込は、法人に限ります。外国為替および外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者に該当する

方は、当行所定の書類を当行あてに提出し、当行が承認した場合に限り EB サービスを利用できるものとします。

(2) ご利用口座、および手数料決済口座の届出

契約者は、EB サービスで利用する各種サービスのためのご利用口座（以下これらを、「ご利用口座」といいます）、手数料決済口座を申込書または当行所定の方法（以下、併せて「申込書等」といいます）により当行あてに届け出るものとします。但し、ご利用口座、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限りします。

(3) 利用サービスの選択

EB サービスが提供する内容は、申込書等に沿ったものとなります。利用サービスを変更する際には、契約者は当行に対して必要事項を記載した申込書等により届け出るものとします。

(4) ユーザの権限設定

- ① 本利用契約の締結後、EB サービスの利用開始にあたっては、契約者はシステム管理者IDにて当行所定の方法により、EB サービスを利用する承認者ID、および作業員ID（以下、システム管理者ID、承認者ID、作業員IDを総称してユーザIDといいます）ごとに利用権限を設定するものとします。なお、当行所定の一部の利用権限については、システム管理者IDにより利用権限の設定を行うのではなく、申込書等により届出を行い、当行にて権限設定を行うものとします。
- ② 利用権限の変更についても、前号に定める利用権限の設定と同様の方法で権限の変更を行なうものとします。

第3条 本人確認

(1) 本人確認手段

EB サービスの利用に当たっては、当行所定の本人確認手段を行った上で利用するものとします。

(2) 本人確認手続

EB サービスの利用にあたり、すべてのユーザは EB ヘログイン時、承認者 ID にて資金移動等を承認する際は承認時に、本人確認を行います。以下の各項に定める方法にて確認が取れた時点で、当行は正当な契約者による使用であると認めることができるものとします。

① ログイン時

Company ID およびユーザ ID、当行所定のパスワードが当行に登録されているもの、若しくはお客さま内のターミナルに登録されているものと一致した場合。

② 承認時

承認用のパスワードが当行に登録されているものと一致した場合。

(3) ID、パスワード、端末等の管理

- ① ID、パスワード、トークンその他の本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ID、パスワード、トークンは第三者には一切開示しないものとします。
- ② ID、パスワード、トークンその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は当行へ直ちに連絡し、それらの変更等当行所定の手続を行なうものとします。

第4条 提供サービス

(1) 照会系サービス

① 照会系サービスの内容

照会系サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づき、契約者が申込書等で指定する照会系サービス利用口座について各種情報を提供するサービスをいうものとします。

② 照会依頼の方法

契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、取引に必要な所定の事項を入力することにより取引を依頼するものとします。

③ 回答後の取消、変更

契約者からの照会に基づき当行が提供した内容について誤りがあった場合、当行が変更または取消しを行った場合、または返信が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

他の金融機関に関するサービスをお申込みの場合、他の金融機関により当行へ送信されるべきデータの遅延、未着等の理由により、当行から契約者への回答が遅延、不能となった場合、当行は責任を負いません。また他の金融機関より送信されたデータの内容に関しては、一切責任を負いません。

④照会系サービスの提供期間

口座情報の照会については、当行所定の期間内に限り可能なものとします。但し、当行はこの期間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。

(2)指示系サービス

①指示系サービスの内容

指示系サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づき、契約者の指定した日（以下「取引日」といいます）に、お申込まいただいた口座のうち契約者が指定した口座（以下「出金口座」といいます）より、契約者が指定する金額を引落しの上、当行にて定めた契約者の指定する口座へ資金移動を行うサービス、および契約者が指定する当行本支店の口座から金額を引き落とし入金するサービスをいうものとします。指示系サービスの利用にあたっては、当行所定の手数料が必要となります。なお、この取引日は、当行所定の期間内の営業日に限るものとします。但し、当行はこの期間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

②指示系サービスの依頼方法

契約者は指示系サービスの依頼を、以下の方法で行うものとします。

ア. 依頼の作成

(ア)契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、指示系サービスの利用権限があるユーザIDを有するユーザに対して表示される画面において、依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の受付時限までに EB サービス画面上で依頼の確定を行うものとします。

イ. 依頼の精査

契約者は、精査者を設定する場合、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、システム管理者IDにて精査権限を付与されたユーザIDを有する者（以下、「精査者」といいます）に対して表示される画面において、前記第4条(2)②ア.で確定した依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の受付時限までに EB サービス画面上で精査することによって、依頼を精査するものとします。

ウ. 依頼の承認

(ア)契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、当行に届出をし、当行にて受け付け、且つシステム管理者IDにて承認権限を付与されたユーザIDを有する者（以下、「承認者」といいます）に対して表示される画面において、前記第4条(2)②ア.で確定した依頼データに誤りがないことを確認し、当行所定の受付時限までに EB サービス画面上で承認することによって、依頼を承認するものとします。なお、前記第4条(2)②ア.に定める依頼の確定手続を行ったユーザIDと同一のIDにて承認することはできないものとします。また、申込みの際に当行へ届け出た承認限度額の範囲内で、かつ承認形態を定めた承認マトリックスに従い、承認者は承認するものとします。

(イ)資金移動依頼の承認後、承認結果のメッセージが画面に表示されますので、契約者はその画面より手続きが完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ウ)契約者が当行所定の方法により、承認者IDごとに承認限度額を定めている場合、一日あたりの依頼金額が承認限度額を超えたとき、その利用者IDにつき資金移動依頼の承認はできないものとします。

エ. 依頼の完了

依頼が当行所定の時限までに承認され、当行内の所定の機器に到達した場合、当行は契約社からの依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法により送金手続を行います。送金依頼の変更、または取消を行う場合は、契約者は当行所定の手続きを行うものとします。送金手続実行後は、送金依頼の変更、または取消はできないものとします。

③依頼金額の引落し

当行は契約者が支払うべき依頼金額を、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、外貨預金規定、当行海外支店、および当行海外現地法人の各種預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手等の提出をうけることなしに、契約者が依頼において指定した口座から引落しの上、当行所定の方法で処理します。なお、前記第4条(2)①に定める引落しは、契約者の送

金依頼確定後に当行所定の方法により行います。

④指示の中止、取消

次の場合には、当行は契約者に通知することなく指示の中止、又は取消を行うことがあります。そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は依頼の不履行を契約者に通知する義務を負いません。

- ア. 日本および外国の法令との関係で、当行が契約者の依頼を実行できないと判断した場合
- イ. 引落日に出金口座からの引落しが複数あり、その引き落としの総額が出金口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座による貸越を含みます))を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合
- ウ. 前記第4条(2)③に定める引落しができなかった場合(出金口座の解約、差押など正当な理由による支払い停止等の場合も含みます)

⑤組戻し

依頼の確定後に取消・変更が必要な場合、また、契約者が依頼した口座への入金ができない場合には、契約者は当行所定の方法で、組戻し手続を行うものとします。この場合、当行所定の組戻し手数料が必要となります。

⑥取引内容の確認

- ア. 指示系サービスによる取引後、契約者は速やかに妥当な方法で取引内容と依頼内容とを照合するものとします。万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、契約者は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。
- イ. 取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。

⑦受付時限

当行は契約者に事前に通知することなく、受付時限を変更することがあります。

(3)オンラインコンファメーションサービス

①サービスの内容

オンラインコンファメーションサービスとは、契約者と当行が予め合意を得た売通貨、買通貨、取引金額、受渡日等の契約者が希望する取引内容(以下、為替予約申込内容)を、契約者の占有・管理する端末にて確認し、締結することができるサービスをいうものとします。オンラインコンファメーションサービスの利用にあたっては、当行所定の手数料が必要となります。

②オンラインコンファメーションの利用方法

契約者はオンラインコンファメーションを以下の方法で行うものとします。

ア. オンラインコンファメーションの照会

契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続き終了後に、契約者の占有・管理する端末にて、予め合意を得た為替予約申込内容を、所定の手順に従って照会するものとします。当行は、当行所定の方法により契約者に掲示する外国為替相場(以下「掲示為替相場」といいます)を決定するものとします。但し、掲示為替相場が市場実勢相場と大幅に乖離している等、当行が合理的に判断して明白に誤りと判断される場合は、当該掲示為替相場は無効とします。これにより契約者等に何らかの損害が発生しても、当行は責任を負いません。

イ. オンラインコンファメーションの精査

契約者は、精査者を設定する場合、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続き終了後に、精査者に対して表示される画面において、前記第4条(3)②ア.にて照会したオンラインコンファメーションの内容に誤りがないことを確認し、精査することによって、オンラインコンファメーションの内容を精査するものとします。

ウ. オンラインコンファメーションの承認

(ア)契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続き終了後に、当行に届出をし、当行にて受け付け、且つ承認者に対して表示される画面において、前記第4条(3)②ア.で確認したオンラインコンファメーションの内容に誤りがないことを確認し、当行所定のオンラインコンファメーションの時限までにEB サービス画面上で承認することによって、承認するものとします。

(イ)オンラインコンファメーションの承認後、承認結果のメッセージが画面に表示されますので、契約者はその画面より手続きが完了したこ

とを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

エ. オンラインコンファメーションの完了

オンラインコンファメーションのデータが当行所定の時限までに承認され、当行内の所定の機器に到達した場合、当行は契約社からのオンラインコンファメーションが確定したものとみなします。送金手続き実行後は、送金依頼の変更、または取消はできないものとします。オンラインコンファメーションの変更、または取消を行う場合は、契約者は当行所定の手続を行うものとします。

③取引内容の確認

ア. オンラインコンファメーションサービスによる取引締結後、契約者は速やかに妥当な方法で取引内容を照合するものとします。万一、取引内容等の相違がある場合、契約者は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

イ. 取引内容等の相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。

(4)インターフェース系サービス

①インターフェース系サービスの内容

インターフェース系サービスとは、契約者の所持する会計システム等のデータと、当行が提供するEBサービスを連携させるためのデータ変換サービスをいうものとします。インターフェース系サービスの利用にあたっては、当行所定の手数料が必要となります。

②利用方法

ア. EB サービスヘデータの取込み

契約者は、インターフェース系サービスにて必要となる当行所定の本人確認手続終了後に、契約者の占有・管理する端末にて、当行より提供したインターフェース系サービスを利用し、契約者が予め用意したデータを変換するものとします。また、契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、契約者の占有・管理する端末にて、指示系サービスの利用権限がある利用者IDを有する利用者に対して表示される画面において、依頼に必要なデータを取込み、当行所定の受付時限までにEBサービス画面上で依頼の確定を行うものとします。その後の手続きについては、第4条(2)「指示系サービス」に準ずるものとします。

イ. 契約者の所持するシステムヘデータの取込み

契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、契約者の占有・管理する端末にて、EBサービスにて提供中の情報を出力し、インターフェース系サービスを利用して、契約者の所持する会計システムやファイル等に取り込むことができます。

③契約者のシステム等変更

インターフェース系サービスの利用開始後、契約者が契約者の所持する会計システム等を変更する場合、速やかに当行へ連絡するものとします。当行は連絡を受付けた後、変更後の会計システム等とインターフェース系サービスの連携に関する修正を合理的な範囲で行いますが、契約者の所持するシステム等を変更した際のインターフェース系サービスの利用可否、機能性、および継続的なサービス提供については、責任を負いかねます。

(5)ファイル授受系サービス

①ファイル授受系サービスの内容

ファイル授受系サービスとは、EB サービスを通して、契約者が用意したファイルを当行へ渡すサービス、および当行が用意したファイルを契約者へ渡すサービスをいうものとします。ファイル授受系サービスの利用にあたっては、当行所定の手数料が必要となります。

②ファイル授受系サービスの利用方法

ア. ファイルアップロードの作成

契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、契約者の占有・管理する端末にて、システム管理者IDによりファイル授受系サービスの利用権限を付与されたユーザIDを有する者に対して表示される画面において、対象ファイルをアップロードし、当行所定の受付時限までにEBサービス画面上で依頼の確定を行うものとします。

イ. ファイルアップロードの承認

(ア)契約者は、ファイル授受系サービスについて、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続き終了後に、当行に届出をし、当行にて受け付け、承認者に対して表示される画面において、当行所定の受付時限までにEB サービス画面上で、必要に応じて所定の番号を入力し、承認することによって、依頼を承認するものとします。なお、前記第4条(5)②ア.に定める依頼の確定手続きを行ったユーザIDにて承認することはできないものとします。

(イ)資金移動依頼の承認後、承認結果のメッセージが画面に表示されますので、契約者はその画面より手続きが完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ウ)契約者が当行所定の方法により、利用者IDごとに承認限度額を定めている場合、一日あたりの依頼金額が承認限度額を超えたとき、その利用者IDにつき資金移動依頼の承認はできないものとします。

エ.ファイルアップロードの完了

依頼が当行所定の時限までに承認され、当行内の所定の機器に到達した場合、当行は契約社からの依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法により送金手続きを行います。送金手続き実行後は、送金依頼の変更、または取消はできないものとします。送金依頼の変更、または取消を行う場合は、契約者は当行所定の手続きを行うものとします。

オ. ファイルインボックスよりダウンロード

契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続き終了後に、契約者の占有・管理する端末にて、システム管理者 ID によりファイル授受系サービスの利用権限を付与されたユーザIDを有する者に対して表示される画面において、対象ファイルをダウンロードすることができます。なお、当行が発信する情報が遅延したことにより、契約者ならびにその関係者に及ぼした損害について、当行は責任を負いません。

(6)メール通知サービス

① メール通知サービスの内容

メール通知サービスは、当行所定の申込書、または契約者が操作する端末による依頼にもとづき、当行より、契約者および契約者の関連会社等のメールアドレス宛てに各種情報をお知らせする電子メール、および契約者の指定したメールアドレス(契約者と無関係な第三者のメールアドレスを含む)宛てに送金が行われた旨を通知する電子メールを発信するサービスをいうものとします。

② 利用方法

ア. 契約者および契約者の関連会社等のメールアドレス宛てに各種情報をお知らせする電子メールの場合

(ア)電子メールアドレスの指定

契約者は、当行所定の申込書、または前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続き終了後に、契約者の占有・管理する端末にて、当行所定の方法によりメール通知サービスの対象となる電子メールアドレスを指定するものとします。

(イ)通知条件・通知内容等の設定

契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続き終了後に、契約者の占有・管理する端末にて、当行所定の方法によりメール通知サービスの通知条件・通知内容等を設定するものとします。

イ. 契約者の指定したメールアドレス宛てに送金が行われた旨を通知する電子メールの場合

(ア)契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続き終了後に、契約者の占有・管理する端末にて取引の依頼を行う際、当行所定の方法によりメール通知サービスの対象となる電子メールアドレスを指定するものとします。

③ 電子メールアドレスの管理、セキュリティ等

ア. 電子メールアドレスの指定に関し、契約者は、正当なメール受取人の電子メールアドレスのみを指定するものとします。

イ. 契約者は、本条(6)②アにもとづいて契約者が指定した電子メールアドレスが利用できなくなった場合には、速やかにかかる電子メールアドレスの指定または利用サービスの設定を、当行所定の手続きにより抹消するものとします。この場合新たに電子メールアドレスを指定するときは、本条(6)②アに従って手続するものとします。

ウ. 契約者が本条(6)③アおよび本条(6)③イに違反した場合および電子メールの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

エ. 当行は、当行が必要と認める場合、電子メールアドレスの登録の抹消または利用サービスの設定を変更することができるものとします。

④ 電子メールの不着・遅延等

当行が本条(6)②にもとづいて指定された電子メールアドレスにあてて電子メールを発信した場合、以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当該電子メールが延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、当行は、メールの到着を確認する義務は負いません。電子メールの不着・遅延等が発生した場合でも、当行は、原因を調査する義務、および電話等その他の手段で契約者および契約者が指定したメール受取人にメール通知サービスで提供する各種情報を通知する義務、電子メールを再発信する義務は負いません。また、電子メールの延着、不着のために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

ア. 第7条(2)項または本条(6)③に定める届出の変更や電子メールアドレスの管理等を怠る等、契約者の責めに帰すべき事由があったとき。

イ. 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等があったとき。

ウ. 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が発信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

⑤ メール受取人の承諾、照会への対応

ア. 契約者は、メール受取人に対して当行からメールが発信される旨を事前に説明し、承諾を得るものとします。契約者が説明を怠ったことまたは承諾を得なかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

イ. 契約者は、メール受取人からの照会があった場合、自己の責任において照会に対応するものとします。また当行は、メール受取人からの照会に対応する義務を負いません。

ウ. メール受取人その他の第三者より、電子メール発信停止の要請を受領した場合、当行は自らの判断で当該電子メールアドレスへの発信を停止することができるものとします。そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

⑥ 利用上の制限等

ア. 当行は、メール通知サービスの電子メールのお知らせ回数等その他当行が必要と認める事項について、利用上の制限を設けることができるものとします。そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

イ. メール発信後に残高情報の変動や資金移動情報の変更があった場合等、電子メールでお知らせした内容と実際の取引内容が一致しない場合があります。そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

ウ. 契約者は、照会系サービス、当該預金通帳への記入、別途送付する当座勘定ご利用明細または取引明細書等により正しい取引内容を確認するものとします。

第5条 外国関係

(1) 受取人に対する支払通貨

契約者が支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨、受取人の口座の通貨と異なる通貨にて送金通貨として送金依頼を行った場合、受取人への支払通貨、為替相場、および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行、当行海外拠点、当行海外現地法人の所定の手続に従うものとし、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 適用為替相場

送金手続の実行時に適用される為替相場については、次の通りとします。

① 送金通貨と引落指定口座の通貨とが異なる場合には、送金実行日における外国為替相場によって換算の上、送金資金を引落すものとします。

② 前号に関わらず、契約者が予め当行との間で外国為替予約を締結している場合において、仕向け送金依頼データに当該外国為替予約を締結している場合において、送金依頼データに当該外国為替予約の予約番号を入力したときには、当該外国為替予約の予約相場によって換算します。

(3) 必要書類の提出

契約者は、外国為替法等の各級法令において、当局あてに書類等を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に当行あてに当該書類等を提出するものとします。

第6条 免責事項

(1) 当行都合その他による利用停止

当行は、外国為替相場に急激な変更が起こった場合等に、顧客に事前に通知することなく、EB サービスの利用を停止することがあります。又、通信機器、回線およびコンピューター等の障害、並びに回線の不通、輻輳等により、EB サービスの利用が不能となる場合があります。この場合契約者は、当行所定の方法により、各種取引の手続等を別途行なうものとします。EB サービスの停止、コンピューター等の障害により生じた損害について当行は責任を負いません。

(2) 本人確認手段の不正使用等

第3条(2)項に定める本人確認手続を経た後に行なった一切の取引について、当行は契約者本人による取引とみなし、パスワード類、秘密鍵、端末、その他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネット、およびコンピューター等の障害等当行の責めによらない事由により、EB サービスが利用不能となった場合、又はEB サービスの取扱が遅延となった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

(4) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、パスワード類、秘密鍵その他の本人確認手段、取引情報等が漏洩しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(5) 印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行なった場合は、それらの書面又は印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(6) 記録の保存

EB サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(7) 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等によりEB サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続にもとづいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(8) その他

- ① 当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。
- ② 当行は、契約者に対して、EB サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- ③ 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、EB サービスを利用したことについて生じた損害は、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実が発生した直接損害に限ります。当行はいかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。
- ④ 本規定の他の条項に関わらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めによらない事由によって、当行がEB サービスの提供を行なわなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ⑤ 契約者がEB サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第7条 届出事項の変更等

(1)連絡先の届出

当行は契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認を行なうことがあります。その場合、当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

(2)届出事項の変更

申込書による届出事項に変更がある場合、および EB サービスの申込についての届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の書面により取引店あてに届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3)当行からの通知等の取扱

当行が本条(1)項の連絡先あてに通知・照会・確認を発信、発送し、又は送付書類を発送した場合には、これらが延着し、又は到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(4)インターネットを経由した書面等の交付

当行が契約者に対して各種書面等につき提出・交付・送付・通知する場合は、インターネット上で各種書面等を掲示した時点で、契約者に対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行なわれ、契約者に当該各種書面が到着したものとみなします。契約者は、当行所定の方法により各種書面を閲覧する義務を負うものとし、契約者が当該各種画面を閲覧しなかった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条 解約等

(1)都合解約

本利用契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

(2)解約の効力

当行からの解約の効力は、契約者に通知が到着した時点より発生するものとします。当行が第7条(1)項の連絡先あてに解約通知を発送した場合には、これが延着し、又は到着しなかったときでも通常到着すべきときに到達したものとみなします。契約者からの解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約処理を行なった時点から発生するものとします。

(3)ご利用口座、手数料決済口座の解約

ご利用口座が解約された場合は、口座削除の依頼書の届け出がなくとも、当行の判断にて当該口座をサービス対象外とすることができるものとします。また、手数料決済口座が解約された場合は、本利用契約も解約されたものとみなします。

(4)EB サービスの利用停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく EB サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- ①契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が EB サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ②当行に予め届け出た電子メールアドレスの相違等により、当行から契約者あてに送信した電文が不着になった場合

(5)EB サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。

- ①手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ②支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産

手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押又は競売手続開始があった場合

③前2号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合

④解散その他営業活動を休止した場合

⑤第1条(4)項に定める手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合

⑥申込書又は本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出又は記載の懈怠があること、又は記載内容に誤りがあることが判明した場合

⑦契約者が不正な取引を行なったと当行が判断した場合

⑧本規定、銀行取引約定書、外国為替取引に関する各約定書その他契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要とする事由が生じた場合

(6)解約等時の未処理

本利用契約が解約等により終了した場合には、その時まで資金移動等の処理が完了していない取引の依頼について、当行はその処理をする義務を負いません。

第9条 サービスの停止および廃止

当行は、90日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知も含むものとします)をもって EB サービスを停止し、又は廃止することができます。但し、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ EB サービスの停止又は廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行なわないものとします。

第10条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、ご利用口座にかかる各種規定、振込規定、S-Trade 規定、当行海外支店もしくは当行海外現地法人にて定める規定により取り扱います。

第11条 規定の変更等

- (1) 当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更不同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。
- (2) 本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新のサービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の利用規定をご確認ください。

第12条 権利・義務

- (1) 契約者は、本利用契約上の権利又は義務の全部又は一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。
- (2) 権利者の一方が他方に対し、本契約の条項に基づく責務の履行を要求せず、または本契約により生ずる違反について申し立てを行わない場合であっても、本契約により生ずるかかるとする条項もしくは権利を放棄したものとみなしません。
- (3) 本契約の一方の当事者による権利の放棄は、書面によって成されるものでなければその効力を生じないものとします。

第13条 分離独立性

本規定の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合でも、本規定のその他の条項はなお有効とします。

第14条 有効期間

本利用契約の当初有効期間は申込日から起算して1年間とし、契約者又は当行から特に申出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第15条 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上